「中山間地域等直接支払交付金」実施状況（令和４年度）

富士宮市

【事業の説明】

「中山間地域等直接支払交付金」は、生産条件が不利な中山間地域等の一団の農用地において、農業生産活動の向上や農村環境の保全等、自立的かつ継続的な取り組みが可能となるよう、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律及び中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき、事業実施に係る協定を策定し、市の認定を受けた集落に対し、市が国、県、市の交付金を一括して各集落へ交付し支援する事業です。

交付金の負担割合は、９法指定地域（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、棚田地域振興法）が国1/2、県1/4、市1/4。県知事特認地域（都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域）が国1/3、県1/3、市1/3となっています。

交付金の対象となる活動は、協定で定めた農地の法面、農道、水路の草刈りや堀さらい等の保全活動の他、営農活動についても交付金の対象となります。

交付金は協定に定める農用地区域の農用地（青地農地）の面積に応じて交付され、単価は田：（急傾斜）21,000円／10a(緩傾斜)8,000円／10aとなっています。（下の交付単価表を参照）

なお、継続的な農業生産活動の体制整備を行う場合は単価の100％を、行わない場合は単価の80％の支給となります。

【富士宮市内の中山間地域（交付金対象地域）】

９法指定地域（山村振興法・特定農山村法）：急傾斜及び緩傾斜が対象

旧柚野村（上柚野、下柚野、猫沢、大鹿窪、鳥並、上稲子、下稲子）

県知事特認地域：急傾斜のみ対象

旧北山村（北山、山宮）

旧上井出村（根原、麓、猪之頭、人穴、上井出）、

旧白糸村（内野、佐折、半野、原、狩宿）、

旧芝富村（西山、大久保、羽鮒、長貫）、内房村（内房）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 傾斜 | 地目 | 単価円/10a |
| 急傾斜 | 田 | 21,000 |
| 畑 | 11,500 |
| 緩傾斜 | 田 | 8,000 |
| 畑 | 3,500 |

【傾斜の基準】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【交付単価】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 傾斜 | 地目 | 基準 | 備考 |
| 急傾斜 | 田 | 1/20以上 | 幅10ｍ／高さ0.5ｍ |
| 畑 | 15度以上 | 幅10ｍ／高さ2.7ｍ |
| 緩傾斜 | 田 | 1/100以上 | 幅10ｍ／高さ0.1ｍ |
| 畑 | 8度以上 | 幅10ｍ／高さ1.4ｍ |

※体制整備に取り組む集落は交付金の10割を支給。取り組まない組織は交付金の8割を支給する。

【富士宮市内取組概要】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 協定地 | 地域 | 傾斜条件 | 単価条件 | 地目 | 協定面積㎡ | 単価（10a当たり） | 協定集落交付額 |
| 上羽鮒 | 知事特認 | 急傾斜 | 体制整備 | 田 | **29,234** | 21,000 | **613,914** |
| 平成棚田 | 知事特認 | 急傾斜 | 体制整備 | 田 | **54,238** | 21,000 | **1,138,998** |